

令和8年度就学援助制度のお知らせ

富士見市

富士見市では、経済的な理由で教育の機会が失われないよう、小・中学校に就学している児童生徒の保護者に、学用品費・校外活動費など教育に要する費用の一部を援助しています。

●申請方法

(1) 以下の方法で申請書を取得してください。

- 下部にある請求用紙を使って学校へ請求
- 学校教育課の窓口で請求
- 富士見市ホームページからダウンロード

(2) 申請書に記入し、必要書類を添えて、学校または学校教育課へ申請してください。

●申請できる方

○市内小・中学校区に在住で、生活保護を受けている保護者（修学旅行費・特定の疾病の医療費のみ支給対象）

○市内小・中学校区に在住で、経済的な理由で援助が必要な保護者

【認定される世帯総所得金額の一例】

世帯人数	世帯構成	認定基準額 (持ち家の場合)	認定基準額 (賃貸住宅の場合)
4人	父43歳・母38歳・子12歳・子6歳	327万円程度	424万円程度
3人	親41歳・子12歳・子6歳	268万円程度	364万円程度

※上記はあくまで一例です。家族構成・年齢・住まいの状況等によって、世帯ごとに認定基準額が異なります。認定基準額について電話等で問い合わせいただいてもお答えできません。

●申請に必要な書類

【申請を希望する方全員】

- 就学援助費支給申請書（令和8年度用）※お子様1人につき1枚
- 申請者の個人番号確認書類の写し（例：マイナンバーカードの裏面など）
- 申請者の本人確認書類の写し（例：マイナンバーカードの表面、運転免許証など）
- 振込先の口座情報がわかるものの写し（例：通帳、キャッシュカード、アプリの口座情報がわかる画面など）

【該当者のみ】

- 住まいが賃貸住宅の場合
賃貸借契約書などの写し（住所・契約者・有効な契約期間・家賃がわかるもの）
※申請日現在で有効な契約が確認できるものが添付されていない場合、持ち家として審査します。
- 世帯内に身体障害者等手帳所持者がいる場合
該当者全員分の、障がいの程度を証明する手帳の写し（例：身体障害者手帳・療育手帳など）

●4月申請の受付期間

令和8年4月8日（水）～4月30日（木）

【担当】

富士見市教育委員会 教育部 学校教育課 学務・保健グループ
電話 049-251-2711 内線626

キリトリ

令和8年度就学援助 申請書 請求用紙

学校・学年・組	学校	年	組
児童生徒氏名			
保護者氏名			

※ この用紙は、キリトリ線から切り離して、クラス担任に提出してください。

令和8年度就学援助費支給予定額

支給費目	支給対象者	小学校		中学校		
学用品費	全学年	支給額	月額970円 (4月は960円)	支給額	月額1,895円 (4月は1,885円)	
		支給月	7月(1学期分) 8月(2学期分) 1月(3学期分) ※各学期分を先払い			
通学用品費	全学年 (新入学用品 費受給者を除く)	支給額	月額185円(4・5月分のみ月額210円)			
		支給月	7月(1学期分) 8月(2学期分) 1月(3学期分) ※各学期分を先払い			
新入学用品費 (入学前支給)	小6学年	支給額	81,000円	/		
		支給月	2月			
新入学用品費 (入学後支給)	小・中1学年 (入学前支給 受給者を除く、4月申請 者のみ)	支給額	64,300円	支給額	81,000円	
		支給月	7月(1学期分支給に合算)			
宿泊を伴わない 校外活動費	全学年	支給額	対象経費 (上限1,600円)	支給額	対象経費 (上限2,310円)	
		支給月	実施後			
宿泊を伴う 校外活動費	実施した 学年	支給額	対象経費 (上限3,690円)	支給額	対象経費 (上限6,210円)	
		支給月	実施後			
修学旅行費	実施した 学年	支給額	対象経費 (上限22,690円)	支給額	対象経費 (上限60,910円)	
		支給月	実施後			
学校給食費	全学年 ※	支給 方法	給食の現物支給(学校給食費が実質無料・集金済みの給食 費については、学校給食センターから還付)			
オンライン 学習通信費	全学年 (世帯ごと)	支給額	月額1,000円(原則7,8,12,1月分のみ) ※学級閉鎖等によりオンライン授業が実施される場合 は、上記とは別に、1か月につき1,000円を追加支給 します。			
医療費	全学年	支給 対象	学校の健康診断で治療勧告を受けた特定の疾病(年1回)			
		支給額	・生活保護世帯の場合 全額 ・就学援助世帯の場合 保護者負担額			
		支給 方法	医療機関からの請求に対し、医療機関に支給			

※生活保護を受けている方は、「修学旅行費」と「医療費」のみ就学援助費から支給されます。
(その他の費目については、生活保護費から支給されます。)

※公立小学校に就学する児童の「学校給食費」については、無償化のため対象外となります。

※市外への転出や世帯状況の変化等により、すでに支給した一部の返還を求める場合があります。

※学校によって、校外活動を実施しない場合もあります。